一体型カード規定
ICキャッシュ&クレジットカード用

－UC（VISA）・UC（マスター）－

一体型カード規定ならびにカード特約をよくお読みのうえ大切に保管ください。

《一体型カード規定（ICキャッシュ&クレジットカード用）》

第1条（ICキャッシュ&クレジットカード）

1. 「ICキャッシュ&クレジットカード」（以下「本カード」と称します。）とは、株式会社十八親和銀行（以下「当行」と称します。）の普通預金のキャッシュカードとしての機能（「キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」と称します。）と、株式会社FFGカード（以下「当社」と称します。）のクレジットカードとしての機能（「〈FFG〉UCカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」と称します。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいいます。
2. 「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「〈FFG〉UCカード会員規約」、「個人情報の取扱に関する重要事項」、「一体型カード規定（ICキャッシュ&クレジットカード用）」（以下「本規定」と称します。）を承認のうえ、当行および当社に本カードの利用を申し込み、当行および当社が認めた方（以下「利用者」と称します。）に対し、当行および当社は、「キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「キャッシュカード（普通預金）」と称します。）および「〈FFG〉UCカード会員規約」により発行されるクレジットカード（以下「〈FFG〉UCカード」と称します。）に代えて、本カードを発行し、貸与するものとします。なお、当行または当社が本カードの利用を認めなかった場合には、本カードは発行しないものとします。
3. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座（以下「決済口座」と称します。）は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第2条（本カードの貸与および譲渡等の禁止）

1. 本カードの所有権は、当行および当社に帰属するものとします。
2. 利用者は、本カードの使用と管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとし、本カードを第三者に貸与、質入れ、譲渡等その占有を第三者に移転することはできません。
3. 利用者は、本カードを貸与されたときはただちに当該カードの所定欄に自署するものとします。

第3条（本カードの発行）

本カードの発行は、当行もしくは当社が自ら、または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。

第4条（本カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補）

1. 利用者が本カードの盗難、詐取もしくは横領（以下「盗難」と総称します。）され、または紛失した場合は、速やかに当行および当社に電話等により届け出のうえ、所定の書面で届け出を行うと共に所轄警察署へ届け出を行うものとします。
2. 盗難・紛失の届け出を当行および当社が受けた場合には、当行はキャッシュカード機能を、当社はクレジットカード機能をそれぞれ停止するものとします。
3. 盗難・紛失により被る損害については、利用者と当行の間では「キャッシュカード規定」が、利用者と当社の間では「〈FFG〉UCカード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

第5条（届出事項の変更）

1. 利用者が届け出た氏名、勤務先、住所、電話番号等に変更があった場合または決済口座の変更を希望する場合には、利用者は当行所定の書面により当行あて届け出るものとします。利用者が届け出た変更事項については、当行は当社へ送付し、これをもって「〈FFG〉UCカード会員規約」に定める届け出があったものとします。
2. 前項のうち氏名に変更があった場合、または決済口座を変更する場合には、あわせて当該本カードを当行に提出するものとします。なお、新たに本カードが交付されるまでの間、利用者は本カードを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第6条（本カードの有効期限）

1. 本カードには有効期限があり、有効期限到来時には当行および当社が継続を適当と認めたときに新しい本カード（以下「更新カード」と称します。）を利用者の当行届出住所あてに送付するものとします。
2. 有効期限到来まで使用していた本カード（以下「旧カード」と称します。）のキャッシュカード機能は有効期限経過後、当行所定の日に失効するものとします。また、更新カードのキャッシュカード機能が利用されたときも同様です。
3. 利用者が前条第1項の届け出を怠る等の事由で更新カードを受領することができない場合でも前項により旧カードのキャッシュカード機能は無効になりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第7条（機能の分離等）

1. 利用者は、次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届け出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって「〈FFG〉UCカード会員規約」に定める申込または届け出があったものとします。なおこの場合には、本カードとしてのご利用はできなくなります。
   （1）本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、キャッシュカード（普通預金）と〈FFG〉UCカードの発行を希望する場合。
   （2）本カードのクレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード（普通預金）の発行を希望する場合。
2. 前項の場合において、当行または当社が求めた場合には、利用者は当該本カードを当行に提出するものとします。なお、新たに当行所定のカードまたは本カードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

第8条（本カードのカード種別変更等）

1. 利用者は、本カードのクレジットカード機能のうち、本カードのカード種別の変更を希望する場合には、本カードを解約のうえ新規に申し込むものとします。

第9条（クレジットカード機能の利用停止等と返却）

1. 利用者が「本規定」、「〈FFG〉UCカード会員規約」に違反した場合、その他当行または当社が利用者として不適当と認めた場合は、当行または当社は何らの通知、催告を要せずしてクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」と総称します。）ことができるものとします。
2. 当行または当社が前項によりクレジットカード機能の利用停止を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行および当社の指示する方法に従い当行または当社に返却するものとします。
3. 前項の場合、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。
4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知、催告等をすることなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条（再発行手数料等）

1. 本カードの再発行を申し込むときは、当行所定の書面により当行あて申し込むものとします。利用者が提出した申込書については、当行から当社に送付し、これをもって「〈FFG〉UCカード会員規約」に定める申込があったものとします。
2. 前項によりカードが再発行される場合には、利用者は当行および当社所定の手数料を支払うものとします。

第11条（店舗統廃合）

当行が店舗統廃合を行った場合には、利用者は本カードのキャッシュカード機能を利用できなくなることもありますが、この場合には、新たに本カードもしくはキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。

第12条（利用者情報の提供および同意）

1. 利用者は、当行および当社が情報処理・事務処理を委託する会社に対して、本カード発行に必要な範囲において預金口座番号、〈FFG〉UCカード会員等の利用者情報を提供することについて、予め同意するものとします。
2. 利用者は、当行と当社の間において、利用者に関する属性、信用状況の照会等および入会、更新、種別変更等の諾否情報の提供もしくは交換が行われることについて、予め同意するものとします。
3. 当行および当社は、利用者情報に関するプライバシー保護について十分注意を払うものとします。

第13条（既存のキャッシュカード（普通預金）の取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合のキャッシュカード（普通預金）の取扱い）

本カードの申し込み前に、既に発行されているキャッシュカード（普通預金）は、本カードのキャッシュカード機能を利用した以後、あるいは利用しない場合も当行所定の日に失効するものとします。この場合、利用者は速やかにキャッシュカード（普通預金）をハサミ等で切断のうえ、破棄するものとします。

第14条（規約および規定の適用）

本規定に特段の定めがない事項のうち、本カードのキャッシュカード機能については「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」を、クレジットカード機能については「〈FFG〉UCカード会員規約」を、それぞれ適用するものとします。

（2022年4月現在）

《〈FFG〉ICキャッシュ&クレジットカード特約》

（個人情報の取扱いに関する重要事項）

第1条（目的範囲内の情報相互交換および同意）

1. 本カード会員および過去に本カード会員であった方（以下、併せて「本カード会員等」と称します。）は、以下のA、Bについて同意します。

A.株式会社十八親和銀行（以下「当行」と称します。）および株式会社FFGカード（以下「当社」と称します。）が、本カード会員の下記個人情報を、保護措置を講じたうえで相互に提供し、下記の目的で利用すること。

【目的】

1. 当行および当社が連携して行うサービスの提供
2. 当行が個人向けに取り扱う預金・債券・貸付・投資信託・保険・信託・不動産・株式、ならびに当社が個人向けに取り扱うクレジットカード・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご案内、およびこれらの研究や開発
3. 当行が発行する「キャッシュカード（普通預金）」、当行および当社が発行する本カードの発行業務および発行可否の判断
4. 上記2.記載の商品やサービス等の提供に際して、当行および当社がそれぞれ行う判断、各種リスクの把握および管理

【情報範囲】

a. 上記1.および2.を利用目的とする場合
本カード会員等の氏名、生年月日、住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、家族構成、勤務先に関する情報、利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の取引に関する情報、取引店番号・口座番号・取引番号等の管理番号の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報

b. 上記3.および4.を利用目的とする場合
上記a.の各項目、資産・負債に関する情報、公開情報、各種商品の支払開始後の利用残高および月々の返済状況、融資取引の際の判断に関する情報の内、当行および当社がそれぞれに保有する情報

B. 当行が媒介・代理・取次・募集等を行う保険・信託・株式等の申し込みに際して、当行が本カード会員等の銀行取引を通じて取得した本カード会員等に関する情報を利用すること、また、保険・信託・株式等の媒介・代理・取次・募集等に際して知り得た情報を銀行業務に利用すること

第2条（本カード会員情報取扱いおよび開示・訂正・削除）

1. 本カード会員は、当行が本カード会員等の個人情報につき、必要な個人情報保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
   （1）当行の特典・サービスを当行が本カード会員等に提供するためおよびそのマーケティング活動のために前条の1.のAのaに定める【情報範囲】記載の個人情報（以下、「本件個人情報」と称します。）を収集・保有・利用すること。
   （2）当行の営業に関する案内をする目的で、本件個人情報を利用すること。ただし、本カード会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務上支障のない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は末尾記載の当行に連絡するものとします。）
   （3）当行の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、本件個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 本カード会員は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示を求める場合には、第4条記載の連絡先に連絡するものとし、当行は所定の方法で開示するものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第3条（個人情報の提供期間）

当行への個人情報提供期間は、原則として契約期間中および契約終了日から10年間とします。なお、当行における個人情報の利用期間については、第4条の記載の連絡先にお問い合わせください。

第4条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ・相談窓口）

本カード会員等の個人情報に関する問い合わせ、個人情報を開示・訂正・削除、その他のご意見の申し出に関しましては、下記の当社または当行連絡先までお願いします。

社名	相談窓口	住所・電話番号・他
株式会社 十八親和銀行	サービス 監査室	〒850-0841　長崎県長崎市銅座町1番11号 電話：0120-333-284 （土・日・祝祭日　12/31～1/3　除く）
株式会社 FFGカード 長崎支社	お客様 相談室	〒850-0841　長崎県長崎市銅座町4番18号 電話：095-826-2391 受付時間9:00～17:00 （土・日・祝祭日　12/31～1/3　除く） URL　https://www.ffgcard.jp/

（2022年4月現在）

U002.22.04